第　1　号報告

令和７年度大分県一般会計補正予算（第４号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令 和 8 年 2 月 24 日 提 出

大分県知事　　佐　　藤　　樹　一　郎

令和７年度　大分県一般会計補正予算（第４号）

令和７年度大分県一般会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 861,715千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 736,968,183千円 とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令 和 8 年 1 月 23 日 専 決

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

款	項	既定額	補正額	計
		千円	千円	千円
9 国庫支出金		118,117,140	861,715	118,978,855
	3 委託金	2,675,183	861,715	3,536,898
歳入合計		736,106,468	861,715	736,968,183

歳　　出

款	項	既定額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		34,348,206	861,715	35,209,921
	5 選挙費	768,171	861,715	1,629,886
歳出合計		736,106,468	861,715	736,968,183